

ひたちなか市議会文教福祉委員会

令和6年6月25日(火) 午前10時4分開議
議事堂第2委員会室

【付議事件】

1 議案

議案第 56号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について

議案第 57号 津田小学校給食備品購入売買契約の締結について

2 請願・陳情

請願第 6号 健康保険証の存続を求める意見書を国に提出することを求めることについて

○出席委員 8名

文教福祉委員会	清水 健 司	委員長
	萩原 健	副委員長
	大久保 清 美	委員
	宇田 貴 子	委員
	大内 健 寿	委員
	山田 恵 子	委員
	北原 祐 二	委員
	海野 富 男	委員

○欠席委員 0名

○委員外議員 0名

○説明のため出席した者

総務部	永井 四十三	契約検査課長
	小室 剛	契約検査課係長
	瀬楽 将吾	契約検査課主幹
保健福祉部	大和田 征宏	保健福祉部長兼福祉事務所長
	三村 真理子	国保年金課長

	飛田和弘	国保年金課長補佐兼国保係長
	石田裕子	国保年金課長補佐兼医療係長
	根本恵子	国保年金課国保係長
	伊藤恵子	国保年金課国保係主幹
	飛田清香	国保年金課医療係主幹
教育委員会事務局	箱崎勝子	教育部長
	金澤幸浩	保健給食課長
	佐藤洋介	保健給食課長補佐兼係長

○事務局職員出席者

議会事務局	根本光恵	参事兼次長
	國谷利広	次長補佐

文 教 福 祉 委 員 会

令和6年6月25日（火）

*開会に先立ち、各部長から4月の人事異動による課長補佐以上の職員紹介を行う。

午前10時4分 開会

○清水（健）委員長 それでは、これより文教福祉委員会を開きます。

本日の付託案件は、議案2件、請願1件、以上3件です。

審査の進め方につきましては、初めに議案を審査し、次に請願を審査したいと思います。

以上のように委員会を進めていきたいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○清水（健）委員長 異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

それでは、最初に議案第56号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議についてを議題といたします。

S i d e B o o k sのホーム画面から、全議員共通、本会議、令和6年定例会、第2回6月定例会、議案第56号の順にフォルダをお開きください。皆様、ご準備のほうよろしいでしょうか。

それでは、提出者の説明を願います。大和田保健福祉部長。説明は着座にてお願いいたします。

○大和田保健福祉部長 それでは、議案第56号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議についてご説明のほうを申し上げます。議案第56号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法等の一部改正に伴い、広域連合規約を変更するものであります。規約の変更にあたりましては、地方自治法の規定に基づき、関係市町村と協議するために議会の議決が必要となっていることから提案するものであります。

それでは、議案の第3ページ、新旧対照表をご覧ください。第11条第3項につきましては、文言調整のため削除しようとするものでございます。ではその下、別表第1、こちらにつきましては、今般先ほどのマイナンバー法の施行により、令和6年12月2日以降は被保険者証及び資格証明書が発行されなくなることに伴い、この用語を資格確認書等へ改正するものでもあります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○清水（健）委員長 ありがとうございます。それでは、これより質疑を行います。質疑ありませんか。宇田委員。

○宇田委員 まずちょっとお聞きしたいんですが、本市の75歳以上の方のマイナンバーカードの保険証へのひも付けの人数と割合について伺います。

○清水（健）委員長 三村国保年金課長。

○三村国保年金課長 令和6年4月末時点の状況になりますが、75歳以上の被保険者2万3,621人のうち、マイナンバーカードの保険証へのひも付けを行っている方は1万3,136人、割合は55.61%となっております。

○清水（健）委員長 宇田委員。

○宇田委員 それで、保険証をひも付けている方の医療機関でのマイナ保険証の利用率についてはいかがでしょうか。

○清水（健）委員長 三村国保年金課長。

○三村国保年金課長 マイナ保険証の利用率につきましては、直近のデータで、令和6年4月の1か月間に医療機関等の外来を受診した方の総レセプト枚数5万6,772件のうち、マイナ保険証を利用した方は4,620人となっており、利用率は8.14%となっております。

○清水（健）委員長 宇田委員。

○宇田委員 確認は、この8.14%というのは、75歳以上の方に限ったことではなく、総レセプトに対する割合ということによろしいでしょうか。

○清水（健）委員長 三村国保年金課長。

○三村国保年金課長 75歳以上の方で、この1か月間に受診した総レセプト数となっております。

○清水（健）委員長 宇田委員。

○宇田委員 そうしますと、マイナ保険証を持っている方は、75歳以上の方の半数はちょっと超えているけれども、その保険証を使っている方は8%くらいにとどまっているという状況だということが分かりました。それで、今回、この議案の中で、今後は保険証を出さずに資格確認書にしますということですが、この資格確認書の発行というのはどのような手続によることになるのでしょうか。

○清水（健）委員長 三村国保年金課長。

○三村国保年金課長 資格確認書の発行につきましては、今年の12月2日以降、保険証の発行が廃止された後、原則本人の申請に基づき保険者が速やかに交付することとなっておりますが、当分の間はマイナ保険証を保有していない方、その他保険者が必要と認めた方につきましては、本人の申請によらず保険者が職権で交付する運用となる予定でございます。ただし、高期高齢者医療保険に加入している被保険者全員の方に、来月中旬に、今年の8月から令和7年7月末まで1年間有効な保険証の一斉発送を行いますので、12月2日以降、マイナ保険証をお持ちでなくても、紙で確認できる今回発送する保険証が有効な方に対しましては、この間は資格確認書の発行は行わない運用となります。

○清水（健）委員長 宇田委員。

○宇田委員 実際の資格確認書の発行は来年の7月以降になるということですが、現在保険証とひも付けている方が半数を超えているけれども、実際利用している人は8%にとどまるということで、今後マイナンバーカードと保険証のひも付けを解除したいという方がいる場合の対応というのはどのような対応になるのでしょうか。

○清水（健）委員長 三村国保年金課長。

○三村国保年金課長 マイナンバーカードと保険証のひも付けの解除につきましては、現在はマイナンバーカードとひも付けの解除はできない状況になっております。しかし、本年10月

頃から解除申請が受け付けられるよう国において準備が進められているところで、詳細につきましては、今後国から示される予定となっております。また、保険証とひも付けの解除を行った場合は、当分の間は本人の申請によらず、職権で資格確認書を交付することとされております。

○清水（健）委員長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○清水（健）委員長 それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。宇田委員。

○宇田委員 議案第56号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について、反対の立場から討論します。

本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律、いわゆるマイナンバー関連法の施行によって、今年12月2日以降は国の方針に基づき、現行の健康保険証が発行されなくなることから、被保険者証及び資格証明書を資格確認書等に改めようとするものです。これは、任意取得が原則であるカードと任意であるはずの保険証とのひも付けを既成事実化し、マイナ保険証を持たない方、使えない方を特別扱いするものです。職権での資格確認書の発行も当分の間ということではいつまで続くか分からないことから賛成することはできません。現在、本市のマイナ保険証の取得率が、75歳以上の55%、医療機関でのマイナ保険証の利用率は8%に過ぎません。国の方針で今後マイナ保険証の利用は増えることが予想されますが、様々な不具合や情報漏えいも懸念されます。市においては、市民の不安への対応や、保険証とひも付けの解除を希望する方への丁寧な対応を行っていただくことを要望します。

以上述べまして、反対の討論とします。

○清水（健）委員長 ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○清水（健）委員長 それでは討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものとするに賛成の委員の起立を願います。

（賛成者起立）

○清水（健）委員長 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定いたしました。

次に、議案第57号 津田小学校給食備品購入売買契約の締結についてを議題とします。

各議案のフォルダに戻っていただき、議案第57号をお開きください。

それでは提出者の説明を願います。箱崎教育部長。説明は着座にてお願いいたします。

○箱崎教育部長 議案第57号 津田小学校給食備品購入売買契約の締結についてご説明申し上げます。

津田小学校の給食備品の購入につきましては、指名競争入札の結果、落札者となりました佐

藤厨房株式会社と契約金額7,843万円で売買契約を締結しようとするものであります。本市の学校給食施設におきましては、学校給食衛生管理基準に基づき、調理場の床を乾いた状態で使用することで、室内の湿度を低く保ち、細菌の繁殖を抑え、食中毒の発生要因を少なくするため、調理場のドライシステム化を推進しております。今回の契約につきましては、1日最大450食の調理能力を備えた給食室を整備するため、ドライシステム対応の調理機器、厨房設備の整備を行うためのものであります。

契約期間につきましては、令和7年4月からの給食開始を目指し、令和7年3月31日までを契約期間としているところであります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○清水（健）委員長 それでは、これより質疑を行います。質疑ありませんか。宇田委員。

○宇田委員 今回、この入札は指名競争入札ということですがけれども、どういう基準での指名ということになっているのでしょうか。

○清水（健）委員長 永井契約検査課長。

○永井契約検査課長 今回の指名、12社指名しております。そのうち市内業者が、入札書取書の上から3社、こちらが市内の業者となっております。それと市内営業所が2社、市外の業者が6社、すみません、一番下の宮本冷機も市内業者なので市内4社、市内営業所が2社、市外業者が6社の計12社で指名しております。

○清水（健）委員長 宇田委員。

○宇田委員 分かりました。それで、入札価格というんですか、これが一番安いところの佐藤厨房が落札されたということですがけれども、いろいろ価格を比較しますと、一番高いところと2,500万くらい差が出ているんですね。そういうことで、安かろう悪かろうでは困るといふふうに思うわけですがけれども、その辺りのことはどのようにお考えでしょうか。

○清水（健）委員長 永井契約検査課長。

○永井契約検査課長 一番高かった宮本冷機につきましては、こういった備品を取り扱うよりも工事のほうが得意なところですので、市内業者ということで今回指名はしておりますが、若干高くなっているのかなと感じております。その他の業者については、給食備品を専門的に扱っているところですので、かなり金額の狭い中での競争になっているのかなと感じております。

○清水（健）委員長 宇田委員。

○宇田委員 資料に、予定価格は出ていますけれども、最低価格というものはあったのでしょうか。

○清水（健）委員長 永井契約検査課長。

○永井契約検査課長 物品の契約におきましては、最低価格は設定しておりません。

○清水（健）委員長 ほかに質疑ありませんか。大内（健）委員。

○大内（健）委員 入札の件でお聞きしたいんですが、今まで市内の小・中学校の給食備品等に関する入札が頻繁に行われてきました。今回の入札の業者さんを見る限り、新しく業者さんが増えているなという感じがするんですが、そういった点の変更とか間口を広げたとか、そう

いった部分は何かあるのでしょうか、ご説明をお願いします。

○清水（健）委員長 永井契約検査課長。

○永井契約検査課長 今回の入札12社につきましては、前回は令和5年2月に行いました入札の際と、基本的には同じ業者という形になっております。過去の経緯でいきますと、指名をして辞退をしたような業者については、次の回一度外すとか、金額が極端に高いようなところについては次回以降少し考えるとか、そういう形で指名のほうを考慮しているところです。

○清水（健）委員長 ほかに質疑ありませんか。海野委員。

○海野委員 佐藤厨房さんですが、落札が、ちょっと私よく分からないので質問したいんですが、7,130万で、1回で落札して、契約額が7,843万となっているんですが、この開きを教えていただけますか。

○清水（健）委員長 永井契約検査課長。

○永井契約検査課長 入札書取書のほうは、基本的には税抜きでの入札という形で実施しております。最終的な契約のほうは消費税を含んだ金額となりますので、この差額が出てきております。

○清水（健）委員長 それでは、ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○清水（健）委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○清水（健）委員長 討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○清水（健）委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定いたしました。

以上で、議案の審査を終了します。

次に、請願の審査を行います。今回新たに付託されました請願第6号 健康保険証の存続を求める意見書を国に提出することを求めることについてを議題とします。

S i d e B o o k s のホーム画面から全議員共通、常任委員会、文教福祉委員会、令和6年度、令和6年6月25日配付資料、請願第6号の順にお開きください。準備よろしいでしょうか。

事務局職員に朗読させます。國谷次長補佐。

（事務局朗読）

○清水（健）委員長 こちらの件につきまして、何かご意見等ありましたら発言をお願いします。北原委員。

○北原委員 先ほど議案第56号のほうでもマイナンバーカード、マイナ保険証の取得状況、

利用率のほうもお聞きがあったんですけども、今回、国保のところに関してですけれども、マイナンバーカード、これはちょっと所管が違うのかもしれないですけども、その辺の取得率等々、またマイナ保険証の普及等々、これはどのような状況になっているのか教えてください。

○清水（健）委員長 三村国保年金課長。

○三村国保年金課長 マイナンバーカードの普及状況につきましては、令和6年5月末時点で、ひたちなか市は76.9%、全国では79.4%となっております。マイナ保険証の登録率につきましては、ひたちなか市の国保は58.8%、国保の全国のデータは出ておりません。

次に、利用率につきましては、ひたちなか市の国保が13%、全国の国保では7.1%となっております。

○清水（健）委員長 北原委員。

○北原委員 ありがとうございます。マイナンバーカードもまだまだ、7割、8割弱くらいのところだなというところと、マイナ保険証も後期高齢と同じようにまだまだちょっと低い状況ではあるのかなと思っておりますけれども、デジタル化に向けては、ちゃんとしたいろいろな、先ほどの請願にもありますけれども、不安の払拭のところはしていかななくてはいけないのかなというふうにも感じております。

それとちょっと視点を変えていくと、今、医療機関のほうでもマイナ保険証が使えるように機器等々は入れていると思うんですけども、今、ひたちなか市全体としてはどれくらい医療機関には機器類が入っているのか、分かれば教えてください。

○清水（健）委員長 三村国保年金課長。

○三村国保年金課長 ひたちなか市内の医療機関、そして歯科医療機関、調剤薬局、合わせて229か所ございますが、そのうち216か所、94.3%にカードリーダー、オンライン資格確認システムは導入されております。この医療機関229か所のうち、現在休業しているところなども含まれておりますので、実際にはほぼ全ての医療機関等に設置している状況であります。

○清水（健）委員長 北原委員。

○北原委員 ありがとうございます。こうしたデジタル化に向けた環境はだんだん整ってきているのかなというふうに、今お聞きして感じております。そのほかで、先ほど、資格確認書、これは職権交付で行っていくということもお聞きしたので、不安の払拭に向けては、今、国もいろいろ動き出しているんだろうなというふうにも感じておりますが、今、マイナの機器類も100%近く、ほぼ入れている中で、先ほどもあったんですけども、オンラインの資格確認におけるトラブル対応ということがあったときに、こうしたリーダーの不具合などがあったときには、何か対策はしているのかちょっとお聞きしたいんですけども。

○清水（健）委員長 三村国保年金課長。

○三村国保年金課長 医療機関において、カードリーダーの不具合などでマイナ保険証が使用できず、10割負担を求められたなどというようなトラブルが発生したということがニュース

などでは聞かれておりますが、こういったことについて、ひたちなか市では起こってはございません。こちらの対応につきましては、マイナ保険証を持っている方には、現行の保険証の有効期間が切れる前に資格情報のお知らせというものを交付するようになりますので、マイナ保険証と資格情報のお知らせを合わせて提示していただくことで、正確な情報によって受診することが可能となり、トラブルを防ぐことができるかなというふうに考えております。また、スマートフォンなどからもマイナポータル資格情報画面をマイナ保険証と合わせて医療機関に提示することでも、同時に受診することができます。そのほか、資格情報のお知らせやマイナポータルを利用できない場合でも、昨年7月からは医療機関窓口で被保険者資格申立書に保険者名や負担割合などを可能な範囲で記入して提出していただくことで、申立のとおり負担割合で会計をしてもらうことが可能となっておりますので、こういったことからトラブルが防げるような対応ができていないかというふうに考えております。

○清水（健）委員長 北原委員。

○北原委員 ありがとうございます。あらゆる手立てでいろいろな対策のほうは取られているということが、今お聞きして分かりました。デジタル化は進めていかなくはいけない中でも、今、3割の方々がまだマイナンバーカードを持っていないという事情があったときにも、今のように資格情報のお知らせとか資格確認書等々も提示をすればということであれば、今とはそんなに変わりはないのかなというふうにも感じているんですけども、デジタル化はやはり進めていかなくちゃいけない施策でもあるというふうにも感じておりますので、その辺は進めていただきたいと思っておりますけれども、もう一つ最後にお聞きしたいのは、今、全国でトラブルが発生をしている状況で対策が取られていますけれども、ひたちなか市ではこうしたトラブルはあったのかどうかちょっと確認をさせてください。

○清水（健）委員長 三村国保年金課長。

○三村国保年金課長 ニュースなどでは別人の情報がひも付けられたというような事例がございましたが、本市の国保や後期高齢者医療におきましては、住民基本台帳のデータと連動しているため、ひも付け誤りはございません。また、国におきましても、今年4月までに全ての登録済みのデータの確認作業が終了するとともに、住民基本台帳と医療保険情報との突合を行い、ひも付け誤りが生じない仕組みが構築されております。また、来月送付します、8月から使用できる保険証の一斉更新の際には、保険証の台紙にマイナンバーの下4桁が表示されるようになりますので、ご本人がご自身のマイナンバーとひも付けられている加入者情報に相違がないかを確認できるようになり、安心して使用していただけるようになると思われま。そのほか、先ほども申し上げましたが、医療機関においてカードリーダーの不具合で10割負担を求められたというようなトラブルは、本市においてはこういった報告はいただいておりません。

○清水（健）委員長 北原委員。

○北原委員 ありがとうございます。国のほうもいろいろな対策を取りながら、そしてまた自治体のほうもしっかりとしたサポートがされていくんだなというふうに、今お聞きをしても感じておりますけれども、そうは言っても、市民、国民の方々は不安というものを抱えている

と思っています。その部分は、今後も払拭ができるように、サポート体制というのもしっかり取っていただきたいなというふうに思いますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○清水（健）委員長 ほかにご意見があれば。大内（健）委員。

○大内（健）委員 先日、6月10日の市報ひたちなかですが、健康保険証とマイナンバーカードが一体化されますという形が市報に掲載がありました。私自身もマイナ保険証というのは、積極的に利用しているような状況なんですけど、本年12月2日にマイナンバーカードが保険証になるわけですが、そのマイナンバーカードを保険証として利用する場合のメリット、どのようなものがあるのかご答弁いただけますでしょうか。

○清水（健）委員長 三村国保年金課長。

○三村国保年金課長 マイナ保険証を利用するメリットについてですが、医療機関が、過去の処方された内服の情報や健康診断の結果などを確認できるようになりますので、身体の状況やほかの病気を推測して治療に役立てることができるようになります。もちろんこちらの情報につきましては、患者が情報を提供するという事に同意した場となります。それから、窓口での限度額以上の支払いが不要となるという点が大きいかと思います。限度額以上の支払いが発生したときに、それ以上の支払いを窓口で負担しないためには、市の窓口へ一旦申請に来ていただいて限度額認定証を交付するというような作業が必要でありますけれども、マイナ保険証をご利用される方はこういった手続が不要になるというようなメリットもございます。そのほか、医療機関側のメリットとしましても、現在はまだメリットが大きく出ているというような報道はないんですけれども、マイナ保険証での資格確認をすることによって、確実な本人確認と資格確認を同時に行うことができるようになるため、なりすましによる受診の防止や手入力による事務負担の軽減、資格喪失後の保険証使用による過誤請求の減少などにつながると考えられております。また、医療機関や薬局では、患者から問診票などで既往歴、内服状況などを聞き取っている状況でありますけれども、ご本人からお聞きするよりも正確に詳細なデータを確認することが可能となりますので、より適切で効果的な医療が受けられるようになると考えられます。

○清水（健）委員長 大内（健）委員。

○大内（健）委員 ありがとうございます。今ご説明いただいたように、医療費控除、限度額以上の窓口での負担が減るとか、その他報道されているとおり、医療費控除の確定申告が楽になる、また転職時の保険証の切替えが不要になってくるというようなものも報道されています。また、高額療養費の申請が不要になってくるということです。やはり心配されているのは、マイナンバーカード一体化になると、マイナンバーカードにICチップが含まれております。そこに対する情報漏えいリスクがやはり怖いというのが市民感情の中にはあるようです。そういった部分の対策といいますか、そういったものはどういったものがあるのか、ご答弁いただけますでしょうか。

○清水（健）委員長 三村国保年金課長。

○三村国保年金課長 マイナンバーカードのＩＣチップの情報漏えいについてご心配されている方が多いという状況はお聞きしておりますが、このＩＣチップの中には税や年金、医療などに関する情報は記録されておられません。ＩＣチップに記録されているのは、カードに記載されています氏名、住所、生年月日、性別、顔写真、マイナンバー、それに電子証明書と住民票コードのみでありますので、そこから情報が漏えいするということはありませんので、そういった不安をお持ちの方には正確な情報をお伝えしていきたいというふうに考えております。また、マイナンバーの偽造により携帯電話を購入されてしまったなどの報道もございましたが、すぐにできる対策としましては、マイナンバーカードに特殊なパールインキで印刷されたマイナちゃんの部分ですけれども、そこが特殊なパールインキで印刷されておりますので、そこを確認していただくと色が変わることで偽造かどうかということがすぐに目視で確認できるというふうになっております。そのほか最近ですけれども、国のほうでは、マイナンバーの本人確認を確実にするために、ＩＣチップを読み取るための民間のアプリを開発し、デジタル庁のほうで無償提供していくというような報道もつい最近されておりますので、そういった対策が進んでいるというふうに考えております。

○清水（健）委員長 大内（健）委員。

○大内（健）委員 心配されている点も、今後マイナンバーカード、またマイナ保険証が普及するにつれて、対策が進んでいくのかなと感じられるところです。

もう一点、保険証が２０２４年１２月２日に廃止されるわけなんですけど、廃止されると、報道でも出ていますが、紙の健康保険証が使えなくなっちゃうんじゃないかというような心配が出ています。廃止後も猶予期間がある等の報道がありますが、その点いかがでしょうか、

○清水（健）委員長 三村国保年金課長。

○三村国保年金課長 先ほども申し上げましたが、今年の８月から来年の７月末まで有効の紙の、現行と同じ健康保険証が全員の方に送付されますので、１２月２日以降紙の保険証が使えないということではなく、新たに、現行の保険証を発行しなくなるというようなことでございます。

○清水（健）委員長 大内（健）委員。

○大内（健）委員 資格確認書が発行されて、有効期限は５年あるというのが報道されてますが、その点いかがでしょうか。

○清水（健）委員長 三村国保年金課長。

○三村国保年金課長 国のほうでは、資格確認書の有効期限を最大５年としておりますが、ひたちなか市におきましては、現行の保険証の有効期間は、８月から翌年の７月末までの１年間としておりますので、今後におきましても同様の期間とする予定でございます。

○清水（健）委員長 大内（健）委員。

○大内（健）委員 ありがとうございます。今後大事なのが、住民、市民が心配している不安解消のための情報連携システムについて、分かりやすい説明と市民の理解を深めてもらう努力が必要と感じられますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○清水（健）委員長 それでは、ほかにご意見等ありましたら。宇田委員。

○宇田委員 今のいろいろな質疑の中で、病院等の窓口で、マイナ保険証で資格確認が必ずしも100%できないから資格情報のお知らせですとか、資格確認の申立書ですとか、そういうものがご本人の側で必要になるということなんですよ。これまでだったら、ちょっと期限が切れている、まあ期限が切れていたらすぐ窓口で気づくと思うんですけども、保険者が違う保険証を使っても、窓口でそのまま受け取って、後から気づいていろいろ作業するのは病院だったりという側だったんだけど、今度はご本人の自己責任というんですかね、そういうふうに、かえって負担が増えるというふうに思っております。そのためにマイナ保険証だけでは駄目なので、資格情報のお知らせ、申立書が必要になってくるということだというふうに思っております。

それで、請願の請願趣旨の中の後半部分にこんなふう書いてあるんです。マイナンバーカードと保険証の一体化を進めれば、医療や介護の現場では負担と責任が課せられということが書かれております。特に本市でも、介護施設などでは国保や後期高齢者医療の方が多いためと思えますけれども、今後マイナ保険証になることによって、今まで問題でなかったことが問題になる、課題になるということが書かれているわけですけども、この辺り、どのように本市の実情があるのか伺いたいと思います。

○清水（健）委員長 三村国保年金課長。

○三村国保年金課長 マイナ保険証に切り替わることで、介護施設においてはどのように対応していくのかというところが私も疑問でありましたので、幾つかの施設に問合せをしてみましたところ、現在保険証の原本を預かっているところと、原本はあくまで家族に保管してもらい、保険証のコピーを控えているところとがございました。また、マイナンバーカード自体を施設で預かっているところはなく、今後マイナ保険証に移行されていくときについての取扱いについては、どこの施設においてもこれから検討していくという状況でありました。

○清水（健）委員長 宇田委員。

○宇田委員 そういうわけで、これから検討していくということなので、マイナ保険証に一本化されるという状況に対してどうしたらいいんだろうというような状況が、多くの介護施設の状況だというふうに、それが確認できたというんですか、そういうふうに思いました。

○清水（健）委員長 ほかにご意見等ありますでしょうか。山田委員。

○山田委員 ご説明、いろいろありがとうございます。今までのご説明の中で、やはりマイナンバーカードを保険証として利用するときのメリットですとか、資格確認書が交付されること、またトラブルが発生しないように国のほうでも防げる対応をしているということで説明を受けました。

私のほうからは、この請願に書いてあります、8行目のところなんですけれども、やはり健康保険証の廃止ありきでというところのずっと後になるんですけれども、また各自治体においても地域住民からの相談対応、事務手続等の負担が増大すると考えられるということで書かれ

ています。本市でも、住民からの相談対応は本当に丁寧にこれからやっていくべきとは思いますが、それでも、本市として、この相談対応で想定すること、またどういう対応が予想されていくのか、分かればお伺いします。

○清水（健）委員長 三村国保年金課長。

○三村国保年金課長 やはりマイナ保険証のメリットは何なのかということや、マイナ保険証で自分の情報が漏えいしてしまうのではないかとといった不安のご相談が多いのではないのかなというふうに思いますので、私たちが国から示されている情報をもとに分かりやすく正確にお伝えをしていきたいなというふうに思っております。

先ほども出ましたけれども、マイナ保険証を一度は作成しましたけれども、やはり解除したいというような方が出てきた場合には、10月以降からそういう申請が受け付けられるようになると思うんですけれども、そちらは保険者が受け付けるということになっておりますので、国保の方であれば国保の窓口に行らっしゃると思います。詳細についてはこれから国より示されるという状況なので、私たちが具体的なところは分かりかねるんですけれども、そういったところで市の事務負担は多少増えるのかなというふうには思っております。

○清水（健）委員長 山田委員。

○山田委員 ありがとうございます。今までやっていないことがこれからシステム化されるので、いろいろな負担はあるとは思いますが、丁寧に聞いて、住民の方に説明をしていただきたいと思います。

以上です。

○清水（健）委員長 それでは、ほかにご意見ありますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○清水（健）委員長 よろしいでしょうかね。

暫時休憩いたします。

午前10時53分 休憩

午前10時53分 再開

○清水（健）委員長 それでは、これより再開いたします。

それでは、これより討論を行います。討論ありませんか。宇田委員。

○宇田委員 請願第6号 健康保険証の存続を求める意見書を国に提出することを求めることについて、採択すべきとの立場から討論します。

マイナ保険証の利用率は、厚生労働省の資料でも全国平均で10%に届かず、本請願趣旨にもあるように、健康保険証廃止の延期や撤回を求める方が9割、マイナ保険証を利用することに不安を感じている方が8割というのが現状です。にもかかわらず、今政府がやろうとしていることは、今年の12月2日以降は通常の保険証は発行しないということで、取得が任意であるマイナンバーカード、保険証とのひも付けも任意であるマイナ保険証の事実上の強制です。本来、マイナンバーカードの取得は義務ではない、任意だという前提の上で、任意だけれども、

持っていればこういうメリットがある、保険証とひも付ければこういうメリットがあると、そのメリットにあずかりたい人がマイナ保険証を持つということこそ道理にかなっている方法です。国は、全く国民に定着していないマイナ保険証について、マイナ保険証のない方には資格確認書の発行、様々な不具合のときのために資格情報のお知らせを発行するという一方で、対応はますます複雑になっています。現在の保険証の発行をやめてしまうことは、あまりにも時期尚早、拙速であると言わざるを得ません。よって、健康保険証の廃止を中止し、存続することを求める本請願は採択すべきと考えます。

○清水（健）委員長 ほかにありませんか。海野委員。

○海野委員 請願第6号 健康保険証の存続を求める意見書を国に提出することを求めることについて、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

国から示されたマイナンバーカードと健康保険証の原則一本化の方針に基づき、従来の健康保険証は令和6年12月2日に廃止され、新規発行が終了します。しかしながら、マイナンバーカードは市民の申請に基づき交付されるものであり、取得は任意であること、またそれに同意できない場合においても、令和6年12月2日以降マイナ保険証を保有していない方には、保険者から資格確認書が交付され、引き続き保険診療を受けることができます。以上をもって、請願第6号には賛同できません。

○清水（健）委員長 ほかに討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○清水（健）委員長 それでは、これより採決に入らせていただきます。

本件は採択すべきものとするに賛成の委員の起立を願います。

（賛成者起立）

○清水（健）委員長 起立少数です。よって本件は不採択とするものとするに決定をいたしました。

以上で請願の審査を終了します。

執行部は退席していただいて結構です。ありがとうございました。

（執行部退席）

○清水（健）委員長 それでは、次に閉会中の所管事務調査についてを議題としたいと思います。

9月定例会までに行う所管事務調査の案件について、委員の皆様から何かご意見などありましたらお願いいたします。

（「正副一任」と呼ぶ者あり）

○清水（健）委員長 それでは、正副一任というご発言をいただきましたので、正副一任とさせていただきますと思います。

開催する日程については、念のために日程を調整させていただきたいと思いますので、ただいま第1候補となっておりますのが、7月30日、7月31日、それぞれ午前10時または午後1時30分というような時間帯で調整を進めたいと考えておりますが、ご予定が、都合が悪

い方は事前にお知らせをいただきたいと思います。

(「7月31日はちょっと駄目です」と呼ぶ者あり)

○清水(健)委員長 午前、午後とも駄目ですね。分かりました。そうしますと、念のためにもう一日、8月1日も候補日に加えたんですけども、いかがでしょうか。

(「8月1日は午前中だったら大丈夫ですが、午後は駄目です」と呼ぶ者あり)

○清水(健)委員長 1日の午後は駄目ですね。念のために8月2日はいかがでしょうか。

そうしましたら、7月30日(火曜日)を、午前、午後、どちらかを軸に調整はさせていただきますが、8月2日も予備日というか、候補日として上げさせていただきたいというふうに思います。

暫時休憩します。

午前11時01分 休憩

午前11時04分 再開

○清水(健)委員長 それでは再開いたします。

日程の件については、第1候補としましては7月30日(火曜日)午前中ということですが、予備の候補日としまして7月25日(木曜日)午前、午後、7月26日(金曜日)午前、午後、それぞれ予備の日程も含めて、日程の調整をお願いいたします。具体的な日程が決まりました場合には、早めにお知らせをいたします。

案件につきましては先ほどご意見いただきましたので、正副委員長にお任せをいただきたいと思います。

以上で閉会中の所管事務調査についてを終了といたします。

次に、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

S i d e B o o k s のホーム画面から全議員共通、常任委員会、文教福祉委員会、令和6年度、令和6年6月25日配付資料、継続調査申出書(案)の順にお開きください。

事務局職員に説明をさせます。國谷次長補佐。

○國谷次長補佐 それでは、閉会中の継続調査申出書(案)についてご説明をいたします。

閉会中の委員会活動を可能とするため、会議規則第111条の規定により、継続調査の申し出を提出しているところでございます。

案件といたしましては、福祉行政について、教育行政についてということで、文教福祉委員会の所管している事務を広く拾えるような形で案を作成しております。

委員の皆様の了解が得られれば、このような形で本会議最終日に提出させていただきます。

説明は以上でございます。

○清水(健)委員長 ただいまの説明について、閉会中の継続調査申し出について、何かご意見はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○清水(健)委員長 それでは、この案のとおり提出したいと思います。異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○清水(健)委員長 異議なしということですので、この案を本会議最終日に提出させていただきます。

次に、その他に入ります。何かありますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○清水(健)委員長 なきようですので、進めさせていただきます。

以上で本委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

これをもちまして文教福祉委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時7分 閉会